

■処分制限期間の満了に伴い、補助対象財産の処分を行う場合の手続き

- ① 記入例を参考に「スマートウェルネス住宅等整備推進事業等に係る補助対象財産の処分承認報告書（包括承認）」の書類をご記入ください。
- ② その他の必要書類とともにPDF形式ファイルを作成し、国土交通省・安心居住推進課のメールアドレス（下記に記載）までご提出ください。

【必要書類】

- ・スマートウェルネス住宅等整備推進事業等に係る補助対象財産の処分承認報告書（包括承認）
- ・最終交付申請書及び交付決定通知書並びに完了実績報告書及び額の確定通知書の写し
- ・財産処分の所在地を示す地図や図面等

※ご提出により、処分制限期間経過後の処分については補助金返還を条件とせずに国土交通省が承認することとされております。（提出いただいた書類に不備・不足等がある場合に限り、国土交通省から個別にご連絡させていただきます）

※都道府県等の登録情報の変更手続きは、今回の手続きとは別になります。

都道府県等のサービス付き高齢者向け住宅の担当部署に連絡をお取りいただき、WEB上の「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」事業者用の登録システムより登録変更の手続きを必ず行ってください。

■今後の上記手続きに関わるお問い合わせ先

国土交通省住宅局安心居住推進課

メールアドレス：hqt-anshin-kyojyu02@gxb.mlit.go.jp

電話：03-5253-8111（住宅局安心居住推進課 宛）

※ 原則としてメールにてお問い合わせください。